



## 甘いパンには毒があるのか？

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2020-09-30 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 前川, 真行 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.24729/00017071">https://doi.org/10.24729/00017071</a>

## 甘いパンには毒があるのか？

前川 真行

### 1.

健康な生活と生命の安全は、今日の国家にとっては第一の課題である。この生活と生命、どちらも「生」という単語が含まれているが、英語であればlife、フランス語であればvieという同じ単語で表現される。健康な生活の保全は、今日、病院や保健所がそれを担当し、つまりは厚生労働省の管轄ということになる。生命の安全については、治安という意味にそれをとれば、警察庁の縄張りということになるが、いずれもかつて内務省がその傘下に置いていた組織である。

ちなみにもうひとつの生、人生の安全はどうか。人生の秋にたどり着いてみれば、ついつい失業保険や年金といったものに思いをはせることになる。後者については、残念ながら、もはや生きているうちにその支給年齢にたどり着かない可能性があるのだが、ともあれ、こうした生の安全を司るものとして、福祉国家が存在するということになる。ただし、福祉国家による生の保護が、全国民を対象とするようになったのは、正確に言えば、それが真剣な目標として掲げられるようになったのは1942年、すなわちベヴァリッジ・プランの発表ということになるであろうし、それが実施に向けての第一歩を印すのは、第二次世界大戦の終結ということになるだろう。

この福祉国家という装置がいかにか画期的であったかということについては、いささか過小評価されているきらいがある。死も老いも病もない生を考えることは、いまなお夢想にすぎないせよ、不完全なものでよければ、私たちはすでにそれを手にしていると考えることすらできるからだ。すなわち生存権とよばれるものがそうであり、いまや国家はその保証をみずからに義務として課している。それが福祉国家と呼ばれるもの

だ。過大評価というべきだろうか。しかしそれがどれほど途方もないことであるかは、たとえば、16世紀の古典学者トマス・モアが描いた幸福の島、ユートピア島の物語を読んでみれば一目瞭然であろう。そこで描き出される幸福は、その多くのものが、私たちの目からすれば、驚くほどささやかなものである。というのも、宗教戦争と疫病が蹂躪したモアの時代のヨーロッパにおいて、幸福とは、なによりもまず生命の安全であり、戦争と犯罪、疫病と飢えからの解放を意味していたからである。衣食住という言い方があるが、世俗の幸福とは、今日の私たちからすれば、文字通り、必要最低限度の福祉であるといってもよい。

ちなみに、永遠の生についてみれば、当時を生きた人びとにとっては、その不幸と貧困ゆえに、今日の私たちよりも、かえって手のとどくものにみえたかもしれない。もちろんそれは来世と呼ばれる世界においてはあるのだが。

この永遠の生についての議論は横に置くことにすれば、幸福とは安全であり、それは結局のところ、衣食住の保証という生物としての営みの安定的な継続へと還元される。だからこそキリスト教のヨーロッパにおいて、パンを分かち与える私心なき王というイメージは、たとえフィクションそのものであったにせよ、やはりその正統性の最終的な根拠でありつづけた<sup>1</sup>。こうした生の安全は、マキャヴェリが考察の対象とした戦争としての政治とは別の場所に位置し、統治と呼ばれるもうひとつの「政治」にとっての重要な課題であったことを示している。

ただし古典主義の時代において、こうした保護者としての君主という表象は、都市を支配した旧来の秩序に対する王権の側からの浸食という意味をもっていた。ただし、それは旧弊を刷新し、いっそう効率的で公正に叶うやり方で行われることが要請される。そうであるかぎりにおいて、絶対王政なるものは、神の似せ絵という以上に、合理的かつ公正な近代、世俗的なわれわれの近代を予告するものとなる。

---

<sup>1</sup> S. L. Kaplan, *Le pain, le peuple et le roi. La bataille du libéralisme sous Louis XV*, Perrin, 1986, p.23.

## 2.

さて、私たちはいま1668年のパリにいる。ここでひとつの論争を紹介したい。主題は人びとの生と健康である。争点となったのは、パン・モレと呼ばれた甘いパンである。それは、17世紀の初頭、王妃マリー・ド・メディシスがイタリアから持ち込んだといわれる、ミルク入りのパンである。王妃のパンと呼ばれたこのパンだが、しかし欠点がひとつあった。ミルクを生地に練り込むために、胃にもたれたのだ。

だがこの問題にたいしては特効薬ともいえる解決策が発明される。それがビール酵母の使用である。通常のパン酵母にくらべて、短時間で発酵が進むため、製造時間を短縮させ、さらに高い膨張率が同じパン生地からより多くのパンを作ることを可能にしたのである。普通であれば、水増しと取られたはずのこの手法も、ことこの王妃のパンに限っては、むしろ食感を柔らかくし、胃にもたれるという欠点をも改善する、まったく申し分のない工夫となった。

この新たな工夫、ビール酵母という食品添加物が問題となる。伝統的なパン酵母に代えて、お世辞にもフランス的とは言えぬこのビール酵母の使用は、はたして許可されるべきなのかどうか<sup>2</sup>。イタリア女が持ち込んだとされる、この素性の怪しい手法は、人びとの健康に悪影響を及ぼしはしないだろうか。そうした声がパンの製造販売業者から上がり、規制当局がその声を取り上げたのである。

あらかじめ言うておけば、ビール酵母への健康への影響というこの論争は、その完全な決着には19世紀を待つ必要がある<sup>3</sup>。その論争に決着

<sup>2</sup> いかにもゲルマン的な飲み物であるビールは、ローマとキリスト教の伝統につらなるパンとワインに比べると、ヨーロッパ史を通じて、社会的なステイタスは一貫して低い。マッシモ・モンタナリ「中世初期の生産構造と食生活」J.-L. フランドラン/M. モンタナリ編（宮原信・北城美和子監訳『食の歴史Ⅰ』藤原書店、p.360.

<sup>3</sup> . L. Kaplan, *Le meilleur pain du monde. Les boulangers de Paris au XVIII<sup>e</sup> siècle*, Payard, 1996, pp.89-93. このビール酵母による発酵の身体への影響については化学の発展とともにかたちを変えて反復される。S. L. Kaplan, *Le retour du bon pain. Une histoire contemporaine du pain, d ses techniques et de ses hommes*. Perrin, 2002, pp.30-37. また防腐剤等、化合物の添加は二十世紀になって問題となるが、そのさいもやはり健康への影響が重要な論点となる。 *ibid.*, p.84.

をつけることになるのは、19世紀の生化学の進展であるが、17世紀のこの段階においてその知識は、あきらかに獲得不可能な水準にある。ただし、マリー・ド・メディシスのフランスへの興入れはちょうど1600年のことであり、このときすでに60年以上が経過していた。このパンの身体への影響は、あったとしても問題になるようなものではないということは、薄々感づかれてもいる。ただし、私たちが今日、疫学として知っている、この蓋然性についての科学は、はるか世紀の彼方にある。国家は、こうした状況の下で、どのような、あるいはどのように決定を下しうるのだろうか。

最初にこの議論が持ち込まれたのは、作られたばかりの<sup>ポリス</sup>警察であった。じつはこの警察なるものは、ちょうどこのビール酵母の問題が提起される前年の1667年にルイ14世によって設立されたばかりであった。もっとも、多くの歴史家はそれを警察と訳すことはしない。この役職がカバーするはずの領域は、犯罪の摘発のみならず、今日私たちが行政と呼ぶ広がりをも覆っていたからだ。ここではポリスとカタカナで呼んでおこう。正確を期して、ポリス代官職と呼んでおいた方がいいかもしれない<sup>4</sup>。治安代官など、その意をくんで治安という言葉が使われる場合もある。18世紀の、この治安行政の手引き書として作成された法典にあるように、この役職は、人びとの心身両面にわたる安全を対象としていたからだ。

……ポリスはこうして人間の精神と心にかかわる行動の制御を第一

---

<sup>4</sup> 元の言葉はlieutenant de Police (de la ville de Paris)。このpolice という言葉に行政administrationの意味が含まれるかどうかについては議論がある。P. Napoli, « "Police" : la conceptualisation d'un modèle juridico-politique sous l'Ancien Régime », *Droit*, no. 20, 1994, p.183-196 et 21, 1995, pp.151-160. 1994-1995, B. Plessix, « Nicolas Delamare ou les fondations droit administratif français », *Droits*, no. 38, pp.113-133, 2003。より一般的にはB. Durand, « La Notion de Police en France du XVI<sup>e</sup> au XVIII<sup>e</sup> siècle », in Michael Stolleis (ed.), *Policey im Europa der Frühen Neuzeit*, Vittorio Klostermann, 1994を見よ。また初代長官であったレニについてはJ. Saint-Germain, *La Reynie*, Hachette, 1962, Th. Sarmant et M. Stoll, *Régner et gouverner. Louis XIV et ses ministres*, Perrin, 2010を参照されたい。

の関心とするのであるが、ついで、私たちの分類では身体にかかわる善を施すようにポリスは適用されねばならない。思うに健康、食料、衣服、住居、道路施設そして暴力にたいする安全——というのも暴力は、生命に危害を加え、休息を遮ることになるからなのだが——こうしたことがらについて望ましいすべてのことがここには含まれる。

健康はそれゆえ、こうした身体的な善についての第一の、もっとも望ましいものであり、この論の第四巻にかかわる他のあらゆることがらに先立つものである<sup>5</sup>。

このポリス代官職が、健康、つまり身体にかかわる問題を扱うとされたがゆえに、このパンの規制の問題は、この職を司る初代長官レニのところに持ち込まれたのである。本来、アンシャン・レジームにおける規制の問題とは、つまるところ同業組合のもつ既得権の維持、あるいはその打破という政治＝社会的問題に深く結びついている。しかし文書の表面から読み取れるかぎり、いまのところそれは健康の、そして食品添加物の問題である。そしてそのかぎり、この政治＝社会的問題に、それを科学と呼ぶかどうかはともかく、少なくとも身体に関わる知、医学あるいは生物学的な水準での検討が不可避的なものとなっている。

この職は、大学をもその管轄に含んでおり、レニが医学部からしかるべき数人の医師を招き、意見を聴取したことは当然のなりゆきである。

---

<sup>5</sup> N. Delamare, *Traité de la police, où l'on trouvera l'histoire de son établissement, les fonctions et les prérogatives de ses Magistrats, toutes les loix et tous les Règlements qui la concernent*, tome 1, Jean-Pierre Cot, 1705, p.6. この書物、その編纂者であるドラマールについては、幸いなことに日本語で多くを知ることができる。白水浩信『ポリスとしての教育・教育的統治のアルケオロジー』東京大学出版会, 2004. 高澤紀恵『近世パリに生きる——ソシアビリティと秩序』岩波書店, 2008. 松本礼子「18世紀後半パリのポリスと反王権的言動」一橋大学研究科博士論文, 2013 (<http://hdl.handle.net/10086/25797>) など。もちろんいうまでもなく、M. Foucault, *Sécurité, Territoire, et Population -- Cours au Collège de France. 1977-78*, Gallimard-Le Seuil, 2004 [M. フーコー (高桑和己訳) 『ミシェル・フーコー講義集成7 安全・領土・人口 - コレージュド・フランス講義1977-1978年度』筑摩書房, 2007] も参照のこと。

だがすぐに結論はでない。結局、1668年3月に、パリ大学での討論が命じられる。このとき参加者による投票が行なわれており、30対45でビール酵母の使用が健康にとって有害であるとの意見が多数を占めたことが記録に残されている<sup>6</sup>。

この結果を前にして、レニが途方に暮れたであろうことは、容易に想像できる。もちろん、ある種の懐疑主義的な立場から、真理とは、結局のところ多数者にとってのそれにすぎないと割り切ることも可能ではあろう。たしかに私たちの科学ですら、先端領域になればなるほど、通説とは多くの場合支配的な学説を意味するにすぎず、新たな理論や反証によって、教科書でさえ書き換えが起きる。その意味で、真理は議論に開かれているのだが、しかしこの30人にたいする45人という数字を、支配的な意見と呼ぶことは、私たちであっても躊躇せざるをえない。

だからといって問題を放置するわけにはゆかない。規制行政のもとでの食品添加物の認可問題である。この事件は、純粋に学術的な問題として取り扱われていたわけではなかったからだ。結局それは司法の場に持ち込まざるをえない。

### 3.

.....ヒポクラテスとガレノスの昔から古代近代のすべてのよい医者  
者を信じるならば、美味で良質のパンを作るには、よい小麦を使い、  
ほどよく挽いて、ぬかを取り除いておいたうえに、十分な量の酵母  
と澄んできれいな水があればよい。お好みであれば、いくらかの塩  
を用いてペースト状にし、こね、すりつぶし十分に発酵させ、皮が  
十分に焼き上げられねばならない。ワインを産するアジアとヨー  
ロッパではビールなるものが飲まれることはない。.....中略.....  
ビールというもの、タキトゥスもいっようなかの悲しむべき飲み物

---

<sup>6</sup> ただしこの問題が大審院で審議されたさいには、レニは33対47という数字を挙げている。おそらくは転記のさいの誤りかとも思われるが詳細は不明。« 26 Juillet Avis du Lieutenant General de Police & du Proc. du Roy », in Delamare, *op. cit.*, p.567.

は、ホップと腐った大麦や小麦、しばしば沼からとられる汚水から作られ、ディオクリアヌスやガレノスや多くの医者、また多くの賢明なる人びとから賞賛するどころか、批判されてきたものだ。……後略……

このパンを食べることで死にいたった者、たちまち病気になった者はいまだ存在していないという見解を述べる者もいようが、[そうなった場合] 私たちが受けるであろう非難に対応するには、そのような意見は適切であるとはいえない<sup>7</sup>。

翌年の8月、審議のための事前審問が開かれる。意見聴取のために、6人の医師と、6人の市民が招かれるだろう。これらの意見は、1669年1月、パルルマン大審院の顧問、デュローランの前に提出されることになる。まずは反対派の医師たちの見解から見てみよう。彼らは「医学的見地」からビール酵母の禁止を主張する。それがいましたが引用した文章である。古典学者として（そしてときに藪医者としても）名高いギイ・パタンをはじめとした4名の医師の連名になるこの証言であるが、まずは定石通りに古代の権威への訴えが中心となる。しかし、むしろ私たちにとって興味深いのは、仮定法を用いた、潜在的な危険への言及のほうであろう。このビール酵母の問題が、あらたなテクノロジーによってもたらされた問題である以上、こうした論法に頼ることは不可避であり、そのことはおそらく十分に意識されてもいる。

もっとも、規制に反対する残り二名の医師の側も事情は変わらない。やはり彼らもいくつかの古代の医学者を典拠として引きつつ、このパンを半世紀以上にわたって食べながら、はっきりとした健康被害が確認されていないということに注意を促す。結果の学としての疫学の、そのもっとも素朴な形態とは、こうした経験論にほかならない。だが、蓋然性についての洗練された理解はいまだ手に届くものではなく、歴史のこの時点においては、これ以上の追求は不可能である。議論は早々に行き詰ま

---

<sup>7</sup> *Ibid.*, pp.563-4.



ることになる。

ペローとパンンという署名が記された報告書は、いくらか興味深い主張を行っている。もしビール酵母の問題が、有害な自然環境のもとに発生したことにあるのであれば、パリ近郊の健全な環境のもとでもたらされたビール酵母を使用するという条件を満たせば、その使用を認めてもよいのではないかというものである。素朴ながらも原因＝結果の形式を用い、類推に訴えたこの議論は、政治的にはおそらく妥協案としての意味を持っていたのであろう。しかしレニはそれに心動かされた様子はない。もしそれを食品添加物の問題として考えるのであれば、この政治的妥協案は、事実上、現状の承認にほかならないからだ。残りの市民たちの見解は、相対立する医師たちの見解、そのいずれかに追従する以上のことはなしえない。翌年7月、レニはみずからの結論を提出しているが、そこで彼は医師たちの見解がまったく参考にならなかったことを吐露している。

医師たちの見解がどうであれ、それは結果的に問題をいっそう困難かつ曖昧なものにただけであった<sup>8</sup>。

彼の苦々しい顔が目浮かぶ。

たしかに医学部はかつてビール酵母の使用をはっきりと有害であると宣告し、またローラン氏によって聴取された6人の医師のうち、4人がその意見に与したのではあるが、それを有害と判定した医師たちの論拠によらずとも、また医学部の医学部が確実な決定をなさなかったにせよ、われわれの信じるところによれば、根拠と権威にもとづいて反対意見を支持する複数の者が存在しているから、こうした多様な見解が存在している場合には、誰かの意見に従うのではなく、パンにビール酵母を使用することが良いのか悪いのか

---

<sup>8</sup> *Ibid.*, p.567.

どうかは、少なくとも不確かであり疑わしいと述べることはできる。またビール酵母の使用にほんの少しでも疑いがあるという点を慎重に考慮するならば、とりわけビール酵母を他の手段でもって、重大な不都合なしに変更し、代替することが可能であるのであるから、その使用を禁止するに十分である<sup>9</sup>。

「少なくとも不確かであり疑わしいと述べることはできる」。彼はそのように述べてビール酵母の使用禁止を主張する。専門家集団の助力なしに、君主の代理人としてこの問題を解決することを強いられたレニは、安全という論理に基づいて、決定不能の問題に決着をつけたといってもいい。「ほんの少しでも疑いがある」ということは慎重に考慮すべき論点なのだ。しかも代替的な手段がないわけではない。伝統的な酵母を使えばよいではないか。さらに彼はいくつかの論拠をつけくわえたあと、最後につきのように述べる。

[このビール酵母の使用という問題は] なによりも、住民の栄養、健康そして日々必要とされる糧にかかわる問題なのであって、あらゆる方法でもって、規制されねばならない<sup>10</sup>。

#### 4.

この事件が起きたのは1668年、つまりいまから3世紀以上の隔たりが存在している以上当然のことであるが、彼らは異なる世界に生きている。私たちが知るような国家はいまだ存在していない。こういってよければ、それは形成途上である。都市もまた、そうしたもののひとつではあるのだが、ギルドや家といった社団が社会を構成する基本単位として存在し、つまり生まれつつある国家にとっては、世界は不透明である。国家が君主という存在を必要としたのは、こうした不透明な世界に介入

---

<sup>9</sup> *Ibid.*

<sup>10</sup> *Ibid.*, p.568.

するための通路となっていたからでもある。君主は国王としては、その領域内における臣民の総体に直面し、神の代理人として、ひとつひとつの個体の救済に直接、携わる存在でもあった<sup>11</sup>。レニがその任を担った行政という装置の設置が、まさにこのときに行われたことは偶然ではない。この事件は、新たな統治機構と既存の社会との最初のコンタクトのひとつであったと考えるべきだろう。

私たちが社会と呼ぶ、人間とその制作物によって作られ、つねに変動し続ける世界は、国家の介入の対象である。それがつねに変動し続ける世界であるがゆえに、それは既存の法の想定をつねに乗り越えてゆく。「ひとはあまりにもしばしばその道を外れてしまう<sup>12</sup>」。ビール酵母の使用は、どれほど素朴なものであったとしても、やはりひとつの技術革新、テクノロジーを用いた世界の改変である。それは人とその制作物によって構成される環境に介入し、それを改変する実践であった。司法とは異なる実践として、行政がこのときに成立するのは、こうした変動する社会への介入、その必要性が要請することでもある。

ポリス代官職にあったレニの要請に従い、ビール酵母の身体への影響を議論した医師たちは、このときすでに専門家集団としての役割を担おうとしていた。そのかぎりにおいて、それは行政権力を構成するはずのものである。もっとも、このとき、国家からの呼びかけにたいして、医学部は、一致した見解を形成しえず、期待されていた役割を直接的なかたちで果たしえたわけではなかったのだが。

科学という営みにおいて、認識の不確実性は、科学的実践を駆動する動因でもあり、運動としての科学を成立させる条件そのものでもすらある。真理の認識についての人間の不完全性、その認識こそが、終わりのない過程としての真理の探究を可能にする条件となる。知識の不確実こそが、知の自律的展開の動因となる。

---

<sup>11</sup> ここで念頭に置いているのはM. Foucaultの議論である。M. フーコー（北山晴一訳）「全体的なもの個的なもの——政治的理性批判に向けて」『フーコー・コレクション6 生政治・統治』ちくま学芸文庫、2006、pp.308-326。

<sup>12</sup> この言葉はドラマルのもの。N. Delamare, *op. cit.*, p.533.

だが統治と呼ばれる領域においては、真理への漸進的接近という論理とは異なる論理が支配している。すなわち、住民の身体、その健康にとって、それは良きものなのか、それとも悪きものなのか、である。この事件の前年の1667年3月、ポリス代官職の設立を命じた勅令には、ポリスの目的として、次のようにある。

公衆と個人の安息を保証し、無秩序をもたらし者を都市から追放し、豊かな物財を供給し、各人の身分と義務に従い生きさせる……<sup>13</sup>。

すでに述べたように、よい／わるい、という2つの値によって決定されるこの統治という思想のもとでは、医師たちの見解の不一致、この不確実性（「少なくとも不確かであり、疑わしい」）は、安全の論理を駆動し、住民たちに害をなしうる行為の排除へと向かう（「あらゆる方法でもって、規制されねばならない」）。このとき知の帰属していた真理の追究というゲームは、統治の思想に接続されている。私たちは来たるべき世紀の、行政権力の行使における知の役割を垣間見ているといってもいい。それは知と権力と呼ばれるものが、ある水準では互いに切断されてはいても、別の水準では、まったく異なる効果をもたらしうることを示唆している。

## 5.

もっともこの事件はさらに別の水準の政治、どちらかといえば私たちがよく知っているその領域にも接続していた。これもまた確認しておくべきことであろう。ポリスという装置は、住民の生の保全という目的だけでなく、技術革新が社会にもたらす変動を、一定の秩序に押しとどめるといふ、異なる役割をも担おうとしていた。ここではそれは規制行政というかたちをとっている。じっさいレニは、ビール酵母の安全性について、懐疑的な見解を表明したのち、この新たな技法は既存の秩序を

---

<sup>13</sup> *Ibid.*, Préface.

壊乱するものでもあることを強い調子で指摘している。

パン・モレなどの名前では呼ばれているこうした種類のパンは、よりおいしいということを口実にして、彼らはポリスの規則を逃れているのである。彼らは勅令が知らない新しいやり方でパンを作ることによって、彼らは思うようにな重さでプチ・パンをつくり、気に入る価格で売り、つまり結果として、公衆le Publicを思うままに騙すことも自由な状態にある。……中略……ビール酵母を用いて作られるパンによって、知らず知らずのうちに、勅令で定められた別の種類のよいパンを排除し、顕著な損害を公衆に与え、甚大な悪弊をもたらしている<sup>14</sup>。

都市における既存の勢力に対抗しつつ、その権力の伸張を意図した王権にとって、パンの安定供給は政治的にも、イデオロギー的にもその権力の正統性の重要な根拠である。さらにいえば、都市騒擾の予防という観点からは、安価なパン——当時それは黒パンと呼ばれていたが——の数量の確保こそが重要な問題であった。ちょうどこのとき、パンをめぐるひとつの裁判が進行中であった。争点となっていたのは、プチ・パンと呼ばれる小ぶりのパンである。プチ・パンの販売は、その利益率の高さゆえに、市内のパン屋にのみ許された特権であった。とはいえ利益のあるところ、やはり抜け道も見つけ出される。市外のパン屋に許されていたのは大ぶりのパン（グロ・パン）の販売ということになるが、いくつかの業者は、やはり参入が例外的に許されていた居酒屋で、このグロ・パンを小分けに切り売りすることを始めたのである。グロ・パンは事実上税金を免れていたため<sup>15</sup>、ことはいっそう深刻な問題となっていた。

いうまでもなく市内のパン屋が訴えたのは市外のパン屋によるグロ・パンの小分け販売の禁止である。訴えの直接の当事者は居酒屋であった

<sup>14</sup> *Ibid.*, p.533.

<sup>15</sup> N. Delamare, *Traité de la police*, tome II, 1710, Jean-Pierre Cot, pp.935-6.

が、こうした居酒屋にグロ・パンを卸していたパン屋、そしてパリ北方の小麦の集積地、ゴネスに居を構えたパン屋もこの訴訟に加わり、問題は複雑化していた<sup>16</sup>。ゴネスのパン屋はパリ市内のパン屋とは競合関係にあったのである。

つまりは販路と規制、そして権限と認可を巡る当時においてはごくありふれた争いである。ただしこの問題が、すでに述べたパン・モレをめぐる問題にとって重要なのは、ビール酵母を用い、柔らかく発酵させた甘い牛乳入りのパン、パン・モレがプチ・パンとして販売されていたからである。

健康に害を及ぼすプチ・パンの排除と、ビール酵母がいっさい混入されていないグロ・パンの流通の促進は公衆le publicの関心事である<sup>17</sup>。

パリ大学医学部を揺るがせたこの「有害物質」の混入問題は、それまでいわば被告の側に立たされていた居酒屋の側からすれば、既存勢力に向けた一種の反撃という側面があったということである。職能団体なるものは、経済的には、規制を用いて独占ないしは寡占状態を作りだし、供給制約を人為的に発生させる装置である以上、つねに新たな業者の参入圧力に晒されることにもなる。このケースにおいてもそれは例外ではなく、当然のことながら、パン工場の親方らの任命等を統括した重臣グラン・パネティエや、またパリ市においてはグラン・シャトレに拠って同業組合特権の擁護者を任じたプレヴォ・ドゥ・パリに至るまで、販売権の制限、あるいはその規制緩和はみずからの利害に直結するすぐれて「政治的」な関心事でもあった<sup>18</sup>。すなわち、法と秩序をめぐる行政権力の成立にあたり、知と権力、あるいは科学と規制行政をめぐる議論の背後に、いや、それと併存しつつ、こうした政治＝経済学な力学が存在

<sup>16</sup> L. Kaplan, *Le meilleur pain du monde*, *op. cit.*, pp. 149-157.

<sup>17</sup> N. Delamare, *Traité de la police*, tome I, *op. cit.*, p. 560.

<sup>18</sup> S. L. Kaplan, *Le meilleur pain du monde*, *op. cit.*, p. 176.

していたのである。

## 6.

歴史のこの時点では、この問題に決着をつけることになるのは、こうした水準での政治によってであった。事実、この事件の百年後、18世紀の中頃には、高級品であったパン・モレは市民権を獲得するどころか、むしろ大衆化すらしている。いや医師や「科学者」たちの度重なる警告にもかかわらず、このビール酵母そのものが商品として流通すらしていた。

医師たちがパン・モレを禁止してから百年が過ぎようとしているが、今日、プチ・パン・モレを昼に食べない医師はいないだろう<sup>19</sup>。

結局、パン・モレを巡る係争については、レニによるビール酵母の使用禁止の提言にもかかわらず、翌年の1670年3月21日に最高裁でもあったパルルマンは次のような判決を下している<sup>20</sup>。

ゴネスのパン屋および市の商人にたいしては、3リーヴルより軽いパンを売ることを禁ずる。違反の場合は500リーヴルの罰金。プチ・パンにたいしては、パリ市内およびその周辺部で採取された新鮮かつ腐敗していないビール酵母に限って使用を認め、それ以外のビール酵母の使用は禁じ、違反の場合は罰金500リーヴルを科す<sup>21</sup>。

---

<sup>19</sup> L. S. Mercier, *Tableau de Paris*, Amsterdam, 1783, ch. 667「浄化されたセーヌの水」の項。

<sup>20</sup> 高等法院とも訳され、最高裁にもなぞらえられるパルルマンについては、E. Mousnier, *Les institutions de la France sous la Monarchie absolue*, Quadrige, Presses Universitaires de France. (1<sup>re</sup> éd. 1974), 2005, pp.825-30。またその法思想史上の背景についての簡便な説明については J. Krynen, *L'État de Justice France, XIII<sup>e</sup>-XX<sup>e</sup> siècle. tome I. L'idéologie de la magistrature ancienne*, Gallimard, 2009の第9章を見よ。もちろんそれは今日の三権分立に基づく司法機関のような、機能的な分業体制には従う機関ではない。

<sup>21</sup> N. Delamare, *Traité de la Police*, tome II, *op. cit.*, p.912.

判決では、レニが聞き取りをした二名の少数派医師の見解を採用したということである。純粹に医学的な水準に議論を限定すれば、パルルマンは明快な態度を示してはおらず、ビール酵母の身体への影響については玉虫色のままである。政治的な決着というべきであろう。いや、判決にある3リーヴルよりも軽いパンとはプチ・パンの定義でもあり、パリ市街の業者にたいするプチ・パンの販売禁止の厳格化を意味していることを重く取れば、司法はむしろ少数意見を採用したともいえる。ここには安全（治安）という論理によって駆動される行政権力の論理とは異なる意思決定がなされている。歴史のこの時点においては、専門家集団による統一見解の不在という不確定性のもとで、司法はむしろ争点を争点のままに維持するという政治的な解決を志向したということもできるだろう。その判断は科学的に正しいものであったといえるのだが、だがそれは結果的にそうであったにすぎない。

\*

冒頭でも述べたように、このとき生まれつつあった行政国家は今日の私たちの政治的な条件を規定しており、そこではこの時代において模索されていた専門家による序言のもとでの合理的な統治、とりわけ住民の生命と健康の維持を目的とした、福祉国家と呼ばれるユートピアが一定程度成立している。私たちは、科学と理性による生の安全を部分的にであれ、獲得したのである。しかし、行政国家の形成前夜におけるイデオロギー闘争の時期において、甘いパンをめぐる係争問題をながながとたどってきたのだが、わたしたちは、こうした地点からどれほど先に進んでいるのだろうか。もちろん科学の水準ではなく、知に基づく統治、しかも民主的なそれという水準においてである。というのも、新たなテクノロジーによる社会の変革と、またそれがもたらすさまざまなアクセシビリティにたいする対応可能性そのものの増大のもとでは、わたしたちが直面する問題はつねに科学と技術のフロンティアにおいて、その不確実性のもとで、問題に対処することを強いられているからだ。私たちは同じ



ような立場につねにつねに送り返されてしまっていないか。問題をこのように整理してみたとき——もしそれが整理になっているとすればだが——、はたして「コミュニケーション」という概念による検討は、どれほどの射程を有しているのだろうか。問題は科学というよりも、奇妙に哲学的、ないしは神学的な水準に置かれているようにもみえる。